2006年
（平成18年）7月15日
＜第833号＞
（毎月15日発行）
昭和46年4月15日第三種郵便物認可

R&I
Registration and Inspection

発行所
財団法人 自動車検査登録協力会
〒104-0042
東京都中央区入船3丁目7番2号
35山京ビル5階
電話 03(5542)5101
FAX 03(5542)5106
http://www.aira.or.jp
編集・発行人 丹羽博利
購読料 1部 105円(税込み)
年間 1,100円(〃)
振替口座 00110-7-95486

登録制度見直しで最終報告

車検証は返納廃止
継続検査時 民間でも印刷

国土交通省はこのほど「社会経済の変化、情報通信技術の進展等に対応した登録制度等の見直しに関する検討会」の最終報告をまとめた。電子ナンバープレートのICタグをパッシブ型から将来的にはアクティブ型に切り替えることが考えられるとしたほか、車検証については、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）への継続検査導入が平成二十年に予定されていることを視野に入れ、車検証の新たな交付方法について年内にも結論を得るべきと示唆した。

最終報告では①ナンバープレートの電子化②検査登録手続きの電子化に対応した自動車検査証のあり方の二点に絞り込んで検討、今後のあり方を示した。

ナンバープレートの電子化では、自動車の電子的識別の意義、電子ナンバープレートの活用が期待される分野、諸外国及び他分野における電子的識別の活用事例、電子ナンバープレートの技術的仕様がまとめられた。その上で、自動車の排気ガスの自動測定、流入規制、ロードプライシング、重要施設への入退場管理で、自動車を電子的に正確、迅速、効率的に識別・記録する電子ナンバープレートは、自動車のIT化の基礎的インフラとなり、全自動車に装着して十分な効果を発揮するとした。

技術面では、電池消耗の問題がなく、コストが安いパッシブ型ICタグ（電源がなく、通信距離が短い）で検討を進め、将来的に電池の消耗の問題がクリアされ、低コストで供給できる体制が整った段階でアクティブ型ICタグ（電源があり、通信距離が長い）に切り替えていくことが考えられるとして、二段階導入を提案している。

検査登録手続きの電子化に対応した自動車検査証のあり方では、行政手続きの電子化の現状と課題、検査登録手続きのオンライン化が示された。

車検証の電子化には、可能性について論議が必要としながら、実態を考慮しつつ、慎重に対応すべきとしている。ただ、車検証を書面で交付する場合、昨年十二月から稼働しているOSSが、継続検査への導入など手続き拡大を予定しており、利便性を発揮するにはできるだけ物の移動をなくす必要があると指摘。継続検査などの手続きで、車検証の返納の廃止、国の事務所以外の場所での車検証の印刷、車検証の郵送など、交付のあり方について積極的に検討すべきとして、早急に国などの実務への影響、必要なコスト、車検証の不正使用の防止など諸課題の実務的な検討を行い、年内を目途に結論を得るべき、と締めくくった。

臨時運行は対象外
ご当地ナンバーで省令改正

国土交通省は、新たな地域名表示のナンバープレート、いわゆるご当地ナンバーの対象を登録車、軽自動車、小型二輪車、軽二輪車の番号標とし、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時運転番号標は対象としないことを決めた。道路運送車両法施行規則など三省令の一部を改正して八月上旬に公布、十月十日から施行する。

国交省は自治体からの要望に応え、地域振興や観光振興、地域の一体感の醸成の観点から、自動車検査登録事務所を新設せずに新しい地域名表示のナンバーの導入を決め、昨年七月に十八地域に絞り込んだ。会津や仙台などの十七地域のナンバーは来年二月十三日から導入する。

改正する道路運送車両法施行規則は、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時運転番号標をご当地ナンバーの対象外とするため、第三号、第五号、第十七号の各様式を整備する。

自動車登録規則の改正は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字として、十八ナンバーを別表第一に追加する。

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則では、わが国で運行されている自動車を、条約の締約国で運行する際に必要な登録証書に、自動車登録番号、車両番号を記載している。このため同規則を改正し、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示するラテン文字に、十八ナンバーを第三号様式に追加する。

ご当地ナンバーをディーラーで交換

ご当地ナンバーは、新規登録する自動車や移転登録・変更登録によってナンバー変更される自動車に交付されるが、現在使用中の自動車も希望すれば、ご当地ナンバーへ変更できることを三省令に明記する。

国土交通省は、現在使用中の自動車のナンバーからご当地ナンバーへの交換を自動車ディーラーなどでも行えることを決めた。

ご当地ナンバーは、新規登録する自動車や移転登録・変更登録でナンバー変更する自動車から、順次、新しい表示ナンバーが交付されるが、使用中の自動車も希望すればご当地ナンバーへ交換できるようになる。基本的には、運輸支局に自動車を持ち込んで交換することになるが、ユーザーの利便を考慮して運輸支局以外での交換も行う。

OSS利用促進で感謝状授与制度

国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の普及・利用の促進のため、感謝状授与制度を導入した。

OSSの普及・利用促進に多大な貢献をした自動車販売事業者に、利用実績などに基づき感謝状を授与するもので、原則として毎年三月と九月に行う。第一回の感謝状授与は、今年七月から十二月までの期間が対象で、来年三月に自動車交通局長が行う予定。

保安基準改正し、自主防犯車を追加

国土交通省は、自主防犯パトロール車への青色回転灯装着に道路運送車両の保安基準を緩和して認めていたが、七月一日からは車検証の記載事項変更手続きで運用できるようにした。

パトカーや救急車などの緊急自動車、道路維持作業用自動車を除き、一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されているが、平成十六年十二月からは、保安基準を緩和して自主防犯パトロール車への装着を認めていた。今年三月に、保安基準を改正して「自主防犯活動用自動車」を回転灯を装着できる自動車に加え、六月には、保安基準の細目を定める告示で、青色防犯灯の灯光の色、明るさ、取付位置、取付方法を規定した。

具体的には、事前に自治体の窓口で取り次ぎ、自治体の主催するイベント会場などで、ユーザーが持ち込んだ自動車のナンバー交換を行う。また、新車ディーラーや中古車販売店で取り扱いを希望する店舗でも、ご当地ナンバーへの交換の手続きの代行、ナンバーの取り付け、封印ができるようになる。具体的な取扱いについては、対象十八地域の各自治体、運輸支局、関係団体、自動車販売店などで協議していく。

事務次官に安富氏
岩崎氏が自動車交通局長

国土交通省は七月五日、佐藤信秋国土交通事務次官が勇退し、後任に安富正文国土交通審議官が昇格する幹部人事を十一日付で発令した。国土交通審議官には春田謙大臣官房長、大臣官房長には竹歳誠総合政策局長、総合政策局長には宿利正史自動車交通局長が就いた。自動車交通局長は、十八日付で岩崎貞二航空局長が就任する。（4面に国交省辞令）

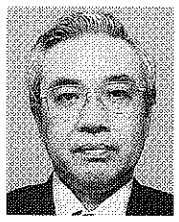
安富事務次官

春田審議官

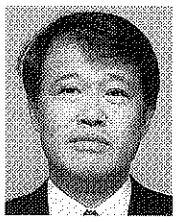
竹歳官房長

宿利総政局長

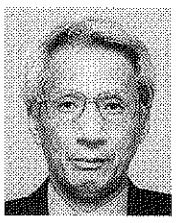
岩崎自交局長

【国土交通事務次官】
安富 正文氏（やすとみ・まさふみ）東大法卒。昭和四十五年運輸省入省、内閣官房内閣参事官、航空局監理部長、航空局次長、鉄道局長、海事局長、大臣官房長などを歴任し十六年七月から国土交通審議官。

【国土交通審議官】
春田 謙氏（はるた・けん）東大法卒。昭和四十七年運輸省入省、鉄道局総務課長、大臣官房文書課長、大臣官房審議官、内閣官房内閣審議官、政策統括官などを歴任し十七年八月から大臣官房長。

【大臣官房長】
竹歳 誠氏（たけとし・まこと）東大法卒。昭和四十七年建設省入省、大臣官房文書課長、大臣官房審議官、都市・地域整備局長などを歴任し十七年八月から総合政策局長。

【総合政策局長】
宿利 正史氏（しゅくり・まさふみ）東大法卒。昭和四十九年運輸省入省、大臣官房人事課長、大臣官房審議官、航空局監理部長、航空局次長、総括審議官などを歴任し十七年七月から航空局長。

技安部長は松本氏

国土交通省の六月十五日付の人事異動で久米正一自動車交通局技術安全部長が辞職し、後任に松本和良東北運輸局長が就任した。東北運輸局長には佐伯洋鉄道局技術企画課長が就いた。

松本 和良氏（まつもと・かずよし）東大工卒。昭和五十年運輸省入省、環境庁大気保全局自動車環境対策第二課長、総合政策局情報管理部交通調査統計課長、自動車交通局技術安全部技術企画課長などを歴任し十六年七月から東北運輸局長。

スタッフ制を導入
7月1日から運輸支局に

国土交通省は運輸支局などの課・係制を廃止し、七月一日からスタッフ制を導入する組織改正を行った。

細分化された縦割りの課・係制を廃止して組織・業務を大括りにした。業務内容や業務量に応じてスタッフ数人がグループを構成することで硬直化した組織を見直し、業務を機動的、効率的、柔軟に対応するのが狙い。平成九年に当時の陸運支局では、自動車の検査、登録など専門性の高い職種にスタッフ制を導入していたが、今回全ての部門に拡大し、人材の効率的な活用と組織力の向上を図った。

スタッフ職は、専門知識や技能が類似する業務ごとに「運輸企画専門官」「陸運技術専門官」「海事技術専門官」の三グループに集約。新組織では、総務課長が「首席運輸企画専門官」で総務企画担当となり、先任自動車登録官も同じ「首席運輸企画専門官」で自動車登録担当、整備課長が「首席陸運技術専門官」で検査整備保安担当などとなった。係長や専門官は、運輸企画専門官、陸運技術専門官、海事技術専門官となり、総務、輸送、整備事業、保安などの担当にあたる。